

第4章 土地利用基本構想

第1節 土地利用の基本方針

土地は、将来にわたっての住民の生活や生産活動の基盤であり、長期的視点に立ち、秩序ある合理的な利用を図ります。そのため、町域を現在の利用形態や法規制の状況、住民のニーズなどから主として5つの利用形態に区分し、それぞれの区分の目指す方向性に沿った適切な利用方法への誘導を図ります。

第2節 区分別の利用の方向性

1 中心市街地ゾーン

神保原駅周辺の市街地については、町の賑わいの中心として、商業系・住居系を中心とした都市的な土地利用を図ります。

2 工業系土地利用ゾーン

大御堂、立野南、三田などの既存の工業系用途地域については、町の生産機能の拠点として、工業系の土地利用を図ります。また、新たに工業適地として大御堂地区の拡大や神保原地区の未利用公共用地を転用し、工業系の土地利用を図ります。

3 田園・住宅ゾーン

中心市街地や工業用途地域を除く地域については、用途地域を中心に住宅系や商業系の土地利用を進めます。また、農業振興地域については、農業のための土地利用を優先する地域と位置づけ、集約化などを通じて農地の合理的な利用に努めるとともに、農用地との調和に配慮しながら集落の住環境の向上を図ります。

4 水辺環境ゾーン

烏川・神流川総合運動公園など、神流川、烏川流域の水辺空間などについては、自然の公益的機能が総合的に発揮できるよう、自然環境の適切な保全に努めながら、自然とのふれあいの場として有効な活用を図ります。

5 農業・観光交流ゾーン

上里サービスエリア周辺地区整備事業区域を、住民と訪問客との交流エリアと位置づけ、地元産物の販売促進とイベントなどによる農業・観光振興を図ります。

第3節 土地利用構想図

